

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開「見える化要件」

2024年6月の介護報酬改定において今までの処遇改善加算の制度（処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算）が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における具体的な取り組み（賃金以外）について、以下の通り公表いたします。

【取得する加算】

- ・介護職員等処遇改善加算：加算Ⅰ

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

①入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者や中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する研修受講費用補助制度等の支援制度や中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

③両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

⑤生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・ タブレット端末やインカム等の ICT 活用や介護ロボット等の導入による業務量の縮減
- ・ 高齢者の活躍等による役割分担の明確化
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

⑥やりがい・働きがいの醸成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の
気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との
交流の実施
- ・ 非正規職員から正規職員への転換

**上記の取り組みをはじめとして、介護職員の処遇改善や働き方の改善に向けて
継続的な取り組みを実施してまいります。**